

しずおか Shizuoka Prefectural Newsletter

県民だより! 11月号

特集 みんなで守る!
青少年の生命と未来
マイナンバーカードって
本当に必要なの?

令和元年度しずおか森林写真コンクール受賞作品「森林育つ」
(撮影者:高橋正雄 撮影地:富士宮市)

大切な税金を あなたの暮らしに～県税のQ&A～

毎年11月11日～17日は「税を考える週間」です。皆さんの納税によって豊かで暮らしやすい静岡県が成り立っています。この機会に、県税の仕組みや使い道について、一緒に考えてみませんか。

もっと知りたい方は
税のイベントへ!

県内各地で、税の紹介パネルや
税の作品(ポスター・作文)の
展示などのイベントを開催して
います。

詳細はこちら



Q 県税にはどんな種類がある?

A 使い道や納める方法によって
さまざまな税があります。

- 身近な県税**
身近な行政サービスを賄う「地域社会の会費」的な税
- 個人県民税**
- 森林づくり県民税** 森の力を回復する事業を行うための税(個人・法人県民税に含まれます)
- 自動車税** 自動車の所有・取得にかかる税

その他にも地方消費税、個人・法人事業税、
不動産取得税などの税があります。

詳しくは「県税のしおり」▶

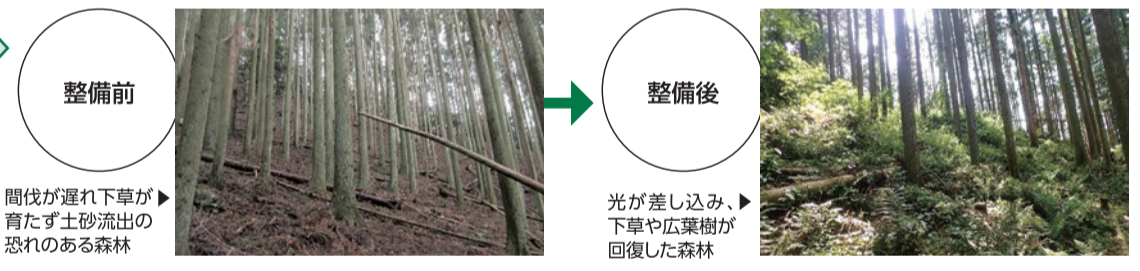


森の力再生事業

森林づくり県民税で森が元気に!

森林には、「山崩れの防止」や「水を蓄える」などの働き(森の力)があり、
その恩恵が県民の皆さまに広く及ぶ共有財産です。
森の力の発揮が求められているにもかかわらず、所有者による整備が
困難な荒廃した森林を、緊急に整備しています。

納める額=400円
(年間1人当たり)



整備前

間伐が遅れ下草が育たず土砂流出の恐れのある森林

整備後

光が差し込み、下草や広葉樹が回復した森林

Q 県民1人当たりどのくらい払っている?

A 1人当たり年間で**134,100円**(令和4年4月1日時点)

Q 税金から県民1人当たりに使われる行政サービス(歳出)の額は?

A 1人当たり**380,400円**(令和4年4月1日時点) **納税額より歳出額の方が多い!**
※県税以外の財源から歳出されます

380,400円の主な内訳(県民1人当たり)

- 健康福祉費 91,900円
- 教育費 69,300円
- 公債費 53,300円
- 交通基盤費 34,100円
- 経済産業費 25,200円
- 警察費 23,000円
- その他、災害対策やスポーツ・文化観光などにも割り当てられます。

Q 具体的にどんなことに使われている?

県民の安全・安心な暮らしのために!

渋滞をなくす
バイパスの
改修



台風による
被害を受けた
河川護岸の
復旧



木造住宅の
無料耐震診断や
耐震補強への助成



※4面「情報ひろば」のお知らせでも案内しています。

新型コロナウイルス
ワクチン接種の
無料化



【問い合わせ】 ● 県税について 県税務課 ☎054(221)2337 FAX 054(221)3361
● 森の力再生事業について 県森林計画課 ☎054(221)2613 FAX 054(221)2829

令和4年度文化の日 知事表彰

長年、さまざまな分野のリーダーとして貢献、
あるいは地域のために地道な活動を続けてこられた
方々を、知事が表彰します。

今年度の受賞者
(40人10団体)はこちら▶



FDA 新千歳・出雲・福岡・熊本・鹿児島 毎日運航中♪
ANA 新千歳・那覇 12月23日~1月4日運航♪

空空港振興課 ☎054(221)3635 054(221)2159

ダイヤなどの
詳細はこちら▶



インターネット版県民だよりのご案内

パソコンでは「しずおか県民だより」で検索(音声による「こえの県民だより」もあります)
スマートフォン 県民だよりをもっと深掘り! ▶ ふじのくにメディアチャンネル▶



困ったな...どこへ相談したらいいんだろう?

あなたの困りごとに応じた専門の相談窓口をご案内します

相談窓口案内 ☎054(221)2292(ふじのくに) 平日8時30分~18時

